

令和 3 年 4 月 28 日

製薬会社 医薬情報担当者(MR)各位

市立島田市民病院

病院事業管理者 青山 武

薬剤部長 浅原 慶徳

院内における医師等への医薬情報提供活動の規定について(お知らせ)

平素より、院内における適正な医薬情報提供活動にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、5月2日に島田市立総合医療センターを開院します。新病院においても、セキュリティ対策を強化するとともに、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に努めてまいります。

つきましては、皆様におかれましても、以下のとおり医師等への訪問制限の徹底をお願いいたします。

記

1 訪問活動

(1)医師への訪問活動は、原則禁止とします。

(2)訪問は、医師との面談予約がある場合に限り許可します。同行者は、最大2人までにしてください。

(3)薬剤部は、従来通り（月・水・金曜日 14～17 時）に訪問可とします。

2 面会場所

(1)原則として3階一般用エレベーターホール「来客ラウンジ」で面会してください。その他医師が指定した場所での面会も可能です。

(2)Web 講演会や製品説明会等の会場については、医師の指示に従ってください。ただし、セキュリティ内にある部屋を会場とする場合、なりすまし防止の観点から、当該医師以外の者がセキュリティを解除して案内することはいたしません。

3 入退館手続

(1)指定された時間に合わせ、1階防災センターで訪問申請(医師・薬剤部)をするとともに所定の「問診票」を提出してください。「訪問許可証」をお渡しします。なお、訪問中は「訪問許可証」と「各製薬会社の名札」(もしくは「社員証」)の両方を胸に付けてください。

(2)訪問活動後は、申請時に貸与した「訪問許可証」等を必ず防災センターに返却して退館してください。

4 その他

上記規定に違反して無断訪問が判明した場合は、訪問禁止等の措置を行う場合がありますことをご承知おきください。

以上

